

答 申 第 2 2 号

平成 2 6 年 1 0 月 2 7 日

鎌倉市議会議長
中村 聡一郎 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 安 富 潔

平成 2 6 年 1 月 2 7 日付け鎌議第 1 5 5 2 号で諮問のあった下記の
事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書不存在決定処分に対する異議申立てについて

1 審査会の結論

平成26年1月7日付けで異議申立人が行政文書公開請求した「平成25年12月定例会12月19日総務常任委員会において、中村議長から『松尾市長から議長宛てに自治体運営型通販サイト構築運営業務の今年度執行を断念することを決断した』との報告がありました。この申し入れに関する文書一式の情報公開請求いたします」について実施機関鎌倉市議会が平成26年1月8日付けで行った行政文書不存在決定処分は、妥当である。

2 異議申立ての主張の要旨

(1) 本件異議申立ての経緯

本件異議申立ては、次のような経緯で行われた。

ア 行政文書公開請求書の提出

異議申立人は、平成26年1月7日付けで鎌倉市情報公開条例（平成13年9月28日条例第4号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関鎌倉市議会（以下「実施機関」という。）に対し、「平成25年12月定例会12月19日総務常任委員会において、中村議長から『松尾市長から議長宛てに自治体運営型通販サイト構築運営業務の今年度執行を断念することを決断した』との報告がありました。この申し入れに関する文書一式の情報公開請求いたします」に係る行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を電子申請で行った。

イ 本件処分について

実施機関は、平成26年1月8日付け鎌倉市議会指令議第8号で行政文書不存在決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

ウ 異議申立書の提出等

異議申立人は、本件処分に対し、平成26年1月16日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、異議申立てを行った。

(2) 異議申立ての趣旨

異議申立てに係る処分を取り消すとの決定を求めるものである。

(3) 異議申立ての理由

異議申立人から平成26年3月17日付けで提出された意見書

及び同年 9 月 22 日実施の口頭意見陳述における主張を総合すると、異議申立ての理由は、次のとおりである。

ア 実施機関は、行政文書不存在決定通知を行った際に「行政文書が存在しない理由」では「本件については、議長あてに口頭にて報告があったため、文書は存在しておりません。」とするが、不存在である合理的理由説明にはあたらず不適切である。

イ 鎌倉市行政文書管理規則第 3 条第 1 項において「事務処理に当たっては、処理の内容（行政文書を管理するために必要な事項を含む。）を行政文書として記録しなければならない。ただし、事務処理に係る事案が軽易な場合は、この限りでない。」としている。この規則に照らせば、本件は議会としての対応で重要なことであり、本件請求対象文書が不存在であることは不当である。

ウ 実施機関からの行政文書不存在決定理由説明書に、議長が自治体運営型通信販売サイト構築運営業務を審査中の総務常任委員会に、同業務の今年度の執行を断念するとの市長の意向を正確に伝えるためにメモを作成した、とあるが、このメモについては廃棄されており、メモの廃棄処分は不当である。

3 実施機関の行政文書不存在決定理由説明要旨

平成 26 年 2 月 18 日付けで提出された行政文書不存在決定理由説明書及び同年 7 月 28 日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が行政文書不存在決定処分とした根拠は、次のとおりである。

異議申立てに係る自治体運営型通信販売サイト構築運営業務については、市議会における総務常任委員会において質疑応答がなされ、平成 25 年 12 月 19 日の定例会における総務常任委員会では、同業務をそのまま実施するか否かを巡り委員会の議事が中断した。この状況を打開すべく、議長が同日に市長と面会した際に、市長から議長に対し口頭で同業務の今年度執行を断念する旨の意向が伝えられた。議長は総務常任委員会に、同業務の今年度の執行を断念するとの市長の意向を正確に伝えるために市長の発言を記録したメモを作成し、総務常任委員会においてそれを読み上げる形で報告したものである。

本件請求内容である「中村議長から『松尾市長から議長宛てに自治体運営型通信販売サイト構築運営業務の今年度執行を断念することを決断した』との報告があったことに関する文書一式」について、これを「議長が委員会にて市長の決断を報告した際に使用した文書」とであると捉えた場合、それは議長が総務常任委員会で読み上げたメモを指すとして、メモの作成者である議長に行政文書公開請求が提出された後に聞き取りを行ったところ、メモは市長の意向を正確に伝えるために作成した読み原稿であること、また当該メモは総務常任委員会で報告がなされた後に廃棄している、と確認した。このことから、メモはあくまで議長が個人的に、備忘録的に作成したものであり、組織的に用いられている文書ではないため、条例第2条に規定される行政文書ではないと解される。

次に、本件請求内容を「自治体運営型通信販売サイト構築運営業務の今年度執行を断念することを決断したことについての文書」と捉えた場合、それは市長側で作成すべき文書であり、また、同業務を審査する総務常任委員会でもそうした文書の提出を求めていることから、実施機関に文書が存在しないことも不自然ではない。

よって、異議申立人の「合理的理由説明には当たらず不適切である」との主張には理由がない。

4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人及び実施機関から各々の主張を聴取した結果、次のように判断した。

(1) 本件請求に係る対象文書について

本件請求に係る対象文書は、平成25年12月19日に開催された総務常任委員会における、議長が市長の意思を報告したことに関する資料である。実施機関によれば、「議長が委員会にて市長の決断を報告した際に使用した文書」と捉えた場合、対象文書は議長が個人的に備忘録的に作成したメモ（以下「本件個人メモ」という。）で、条例に規定する「行政文書」には該当しないと主張する。また、「自治体運営型通信販売サイト構築運営業務の今年度執行を断念することを決断したことについての文書」と捉えた場合、実施機関には当該文書を作成する必然性が無いため不存在であると主張している。そこで、本件個人メモの「行政文書」性、

及び行政文書不存在とした実施機関の処分について、以下、検討する。

(2) 本件個人メモの行政文書性について

条例第2条第2号に規定されている行政文書の定義は、「職員等（中略）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。」とされ、「次に掲げるもの」の一つとして「職員等により組織的に用いられていないもの」が挙げられている。

そして、当審査会は「職務上作成し、又は取得した」とは、「実施機関の職員が職務の遂行者としての公的立場において作成し、又は取得した場合」をいい、「組織的に用いられて」いるとは、「作成又は取得に関与した職員個人の段階にとどまるものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該行政機関の組織において業務上の必要性から利用、保存している状態にあるもの」と解する（「情報公開ハンドブック・Ⅱ解釈と運用の基準等」参照）。

この解釈によれば、本件個人メモは、議長が総務常任委員会の会期中に市長と面会し、その中で市長から報告があった事案について、総務常任委員会で報告するため、必要な事項を記録したものであるため、「実施機関の職員が職務の遂行者としての公的立場において作成し、又は取得した場合」であると認めるのが相当である。

次に、本件個人メモが組織的に用いられているか否か検討する。本件個人メモは議長が会期中に市長と面会し、その中で市長から報告があった内容について、総務常任委員会で報告するため、市長の意向を正確に伝えるために作成したメモであり、いわば、議長自らが作成した読み原稿である。本件個人メモはその後の総務常任委員会において読み上げた後、廃棄されている。本件個人メモの保存に関しては、作成から廃棄されるまでにおいて、組織として管理している職員共用の保存場所であるキャビネットや文書管理システム内に保存されておらず、また、本件個人メモの利用に関しては報告、決裁、供覧をしておらず、作成後は作成者の手

許でのみ利用され他の職員はその内容を確認していない。

以上の諸点を総合的に考慮すると、本件個人メモは、議長としての責務及び自己の執務の便宜のために個人的に作成した備忘録的なメモであり、職員等により「組織的に用いられている」とは認められないことから、条例に規定する「行政文書」には該当しない。また、本件個人メモは総務常任委員会で報告がなされた後、廃棄されているが、総務常任委員会での発言は、後日会議録として記録され、正規の行政文書として保存されるのであるから、本件個人メモを廃棄したことについては不合理とはいえない。

(3)行政文書不存在について

異議申立人は、「鎌倉市行政文書管理規則第3条第1項に照らせば、本件請求対象文書が存在しないことは不当である。」と主張している。

本件は、議長が市長と面会した際に市長から議長に対し口頭で自治体運営型通信販売サイト構築運営業務の今年度執行を断念する旨の意向が伝えられた。実施機関は、単に市長からの中断の意思決定を聞いたに過ぎないのであるから、実施機関が主張するように市長による意思決定を行ったことについての文書であれば市長部局が作成すべきであり、実施機関で文書を作成するまでの義務を負うものではない。

よって、実施機関が本件請求対象文書を不存在とした処分は妥当であると判断する。

異議申立人は、実施機関の事務処理が不適切である旨主張している。しかし、当審査会は、実施機関の処分の妥当性について調査、審議する機関であり、実施機関の事務処理の適否を判断する機関ではない。

以上のとおりであるので「1 審査会の結論」のとおりに判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりにある。

(別紙)

処 理 経 過

年 月 日	内 容
2 6 / 1 / 7	行政文書公開請求書が提出される
1 / 8	行政文書不存在決定通知書送付
1 / 1 6	異議申立書が提出される (担当課 議会事務局)
1 / 2 7	審査会に対し諮問
1 / 2 8	実施機関に対し、行政文書不存在決定理由説明書の提出要請
2 / 1 8	行政文書不存在決定理由説明書を受理
2 / 1 9	異議申立人に対し、行政文書不存在決定理由説明書の写しを送付及び意見書の提出要請
3 / 1 7	異議申立人から意見書が提出される
3 / 1 9	実施機関に意見書(写)送付
5 / 2 6	第54回審査会で概要報告
7 / 2 8	第56回審査会で審議 (実施機関からの口頭による決定理由説明)
9 / 2 2	第57回審査会で審議 (異議申立人からの口頭による意見陳述)
1 0 / 2 7	答申(答申第22号)